

議第二十六号

岐阜アリーナ条例の一部を改正する条例について

岐阜アリーナ条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜アリーナ条例の一部を改正する条例

岐阜アリーナ条例（昭和四十年岐阜県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「利用料金の額」を「金額」に改め、同表備考第一号中「（白熱灯及び水銀灯）」を削り、「場合」の下に「の額」を加え、「の電気料金を加算する」を「を加算した額とする」に改め、同表備考第二号中「場合」の下に「の額」を加え、「の利用料金を徴収する」を「を加算した額とする」に改め、同表備考第三号中「未満の」を「に満たない」に、「生じた」を「ある」に、「その端数は」を「これを」に改め、同表備考第四号中「休日とは」を「休日」とは」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

岐阜アリーナのホールの照明設備の更新に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。